

# グリーンエネルギー認証

## 熱量認証における的確な測定に関する留意事項

# 1. 熱認証の「的確な」測定

グリーン熱の認証基準では「的確な」測定に関して以下の①～③の基準を規定しているが、③にある「適切な精度管理」や「保守的な定量化」の詳細については、本資料次ページの留意事項に従うこととする。

## 【グリーン熱認証基準2-3-2 ※2】

※2 「的確な」測定とは、以下のいずれかのものを指す。

- ① 検定付きの積算熱量計により計量されるもの
- ② 外部供給される場合に、利害の相反する両者の測定に関する見解が一致しているもの
- ③ **適切に精度管理された計量器による計量が行われ、認証熱量が保守的に定量化されるもの**

なお、いずれの場合も必要に応じて立ち入り検査等ができることが求められる。



③の「適切な精度管理」と「保守的な定量化」の具体的な取り扱い方法は次ページの留意事項を参照

## 2. 「2－3－2 ※2 ③」の留意事項

1. 計測器の精度管理はメーカー検査または校正機関による校正※1を少なくとも3年に1度行う（計画書及び実施記録が必要）
2. また上記の管理とは別に少なくとも年に1回の自主点検※2を実施する（計画書及び実施記録が必要）
3. 当該自主点検で異常値が確認された場合には、メーカー検査または校正機関による校正を行い、適切な誤差の把握に努める
4. 精度管理により仕様上の誤差の範囲（管理基準）を超える誤差が把握された場合は、当該計測器を継続使用することの妥当性を説明するとともに、調整または計測値の補正を行うこと
5. 認証熱量の算出に当たっては算出した熱量から10%のディスカウントを行うこと（直近の精度管理以降の誤差の発生を考慮するため）

※1 「メーカー検査または校正機関による校正」とは、仕様上の誤差の範囲を管理基準として、それにおさまっているかどうかの試験（精度試験の結果や直線性の試験の結果を含む）とする。なお、認証熱量への影響が5%未満に収まることが説明されれば、管理基準は仕様上の誤算の範囲の1.5倍程度までを許容する。3年に1度の実施頻度は前回実施日から3年後の月末を期限とする。設備認定の際には直近3年以内のメーカー検査または校正機関による校正が行われていることとする。

※2 「自主点検」の実施内容の例を以下に示す。

- ・ 社内で保有する各計測器の標準を用いた計測値との比較  
(使用条件を考慮し、上記検査、校正での項目の一部の測定範囲(流量、圧力、温度)を実施してもよい)
- ・ 正常な計測値の確認（一定の周期や一定の範囲などの正常値の基準が定められて、管理されている）